

議案第八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田 中

良

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文中「という。」には「の下に「、特別区人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き派遣されている職員（特別区人事委員会規則で定める職員

を除く。)に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の四十

3 施行日から平成二十三年九月三十日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、これらの日において旧条例第四条第一項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗

じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十
- 三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の四十

(提案理由)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の支給割合を改める必要がある。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

新 条 例

(一般の派遣職員の給与)

第四条 派遣職員のうち、地方公務員法第五
十七条に規定する単純な労務に雇用される
ものである派遣職員以外の者(以下第七条
までにおいて「一般の派遣職員」とい
う。)には、特別区人事委員会規則の定め
るところにより、その派遣先の勤務に対し
て報酬が支給されないとき、又は当該勤務
に対して支給される報酬の額が低いと認め
られるときは、その派遣の期間中、給料、
扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手
当のそれぞれ百分の百以内を支給する。

旧 条 例

(一般の派遣職員の給与)

第四条 派遣職員のうち、地方公務員法第五
十七条に規定する単純な労務に雇用される
ものである派遣職員以外の者(以下第七条
までにおいて「一般の派遣職員」とい
う。)には、
、その派遣の期間中、給料、
扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手
当のそれぞれ百分の七十を支給する。た
だし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対
して支給される報酬の額が低いと認められ

2

派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不
適当であると認められるときは、前項
の規定にかかわらず、特別区人事委員会の
承認を得て、一般の派遣職員には給与を
支給しないものとする。

3
略

るときは、特別区人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。

2

一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不
適当であると認められるときは、前項本文
の規定にかかわらず、特別区人事委員会の
承認を得て当該一般の派遣職員には給与を
支給しないことができる。

3
略